審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部森の保全推進課保全指導・保安林係 農林水産部経営支援・担い手育成課農地活用係
内線番号	5030 4902

No.	項目		内容
①	処分名		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可 （特定盛土等又は土石の堆積が行われる土地に農地又は森林が含まれるものであり、かつ、当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる農地の面積が4ヘクタールを超える場合、当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる森林の面積が10ヘクタールを超える場合又は当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる土地（森林に限る。）の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合のいずれかに該当するものに限る。）
②	法令名		宅地造成及び特定盛土等規制法
③	法令番号		昭和36年法律第191号
④	根拠条項		第35条第1項
⑤	処分権者		知事
⑥	法令の定め		第35条第1項 　第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
⑦	審査基準		・宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和39年京都府規則第25号） ・盛土規制法に基づく申請等マニュアル（令和7年5月1日） https://www.pref.kyoto.jp/morido/yoshiki.html
⑧	経由機関名		各広域振興局長
⑨	協議機関名		関係市町村長
⑩	標準処理期間		（⑪合計期間）44日
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分機関	
⑫	問合せ		農林水産部森の保全推進課保全指導・保安林係　（電話）075-414-5030 農林水産部経営支援・担い手育成課農地活用係　（電話）075-414-4902
⑬	備考		

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部森の保全推進課保全指導・保安林係 農林水産部経営支援・担い手育成課農地活用係
内線番号	5030 4902

No.	項目		内容
①	処分名		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更の許可 （ただし、特定盛土等又は土石の堆積が行われる土地に農地又は森林が含まれる場合においては、当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる農地の面積が4ヘクタールを超える場合、当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる森林の面積が10ヘクタールを超える場合又は当該特定盛土等若しくは土石の堆積が行われる土地（森林に限る。）の区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合のいずれにも該当しない場合に限る。）
②	法令名		宅地造成及び特定盛土等規制法
③	法令番号		昭和36年法律第191号
④	根拠条項		第35条第1項
⑤	処分権者		知事（委任先：各広域振興局長）
⑥	法令の定め		第35条第1項 　第30条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
⑦	審査基準		・宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和39年京都府規則第25号） ・盛土規制法に基づく申請等マニュアル（令和7年5月1日） https://www.pref.kyoto.jp/morido/yoshiki.html
⑧	経由機関名		
⑨	協議機関名		関係市町村長
⑩	標準処理期間		（⑪合計期間）30日
		経由機関	
		協議機関	
		当該処分機関	
⑫	問合せ		農林水産部森の保全推進課保全指導・保安林係　（電話）075-414-5030 農林水産部経営支援・担い手育成課農地活用係　（電話）075-414-4902
⑬	備考		